

2004

7月号



424

広 報

かみ  
まち

KOHO  
KAWACHI

おじいさん、おばあさんと  
お花を植えたよ！

～長竿小学校総合的な学習の時間より～



＜主な内容＞

粗大ごみ処理手数料が変わります  
P2~3

児童手当が小学校3年生まで  
拡大されました  
P4~5

10月1日から

# 粗大ごみ処理手数料が変わります！



現行  
1枚15円 → 改正後  
1枚150円

◆対象となるもの

家具類、家電製品、寝具類、バイク(50cc)、自転車等で町指定のごみ袋に入らないもの又は重さ10kgを超えるもの

◆出し方について

これまで同様に役場に予約をしてから集積所に出してください。現在粗大ごみを兼用している『燃えないごみ専用ステッカー』は9月4日収集（8月中に予約）分までの使用となります。10月2日収集（9月中に予約）分から『粗大ごみ専用ステッカー』の使用になりますのでご注意ください。

先月号でもお知らせしたとおり10月1日から「粗大ごみの処理手数料」が改正されます。

## 手数料改正について

生活様式の多様化によって集まる粗大ごみや、燃えるごみ等の量は年々増加し、それに伴い、それらを処理する経費も年々増加しています。平成15年度のごみの処理費用は2億3,600万円で手数料の収入は412万円でした。

このため町では、3月の町議会定例会で「河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正が審議可決され、粗大ごみの手数料について龍ヶ崎地方塵芥処理組合の料金を参考に改正されることになりました。この処理手数料はこれまで同様に処理経費の一部に使用させていただきます。

住民の皆様には、できる限り創意工夫し、ごみができるだけ少なくしていただきますようご協力をお願いします。

# 『ごみ』はこんなに増加しています…

平成11年度からのごみ処理状況を見てみましょう。グラフのとおり、町のごみ処理状況（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）は年々増加しています。平成15年度は、前年度と比べ292トン（15.5%）増の2,176トンものごみが処理されています。年々増加するごみを減量化するために、補助制度や資源物回収の利用など皆さんのご理解とご協力をお願いします。



町職員による清掃大作戦で回収された空き缶やごみの山（写真：茅沼周辺）

ごみの無いきれいなまちづくりを目指し、町では年数回、住民の皆様の協力を得て清掃大作戦を実施していますが、地区外のごみ等は取り残されたままになっています。  
そこで、「清掃ボランティア」を募り、町全体の環境美化と自然環境の保全を進めることになりました。皆さんの積極的な参加ご協力をお願いします。

◆募集条件 本趣旨に賛同する個人  
（16歳以上）、団体及び法人  
詳しく述べは役場都市計画課までお問い合わせください。

※募集期間 8月末日

**募集します  
清掃ボランティアを**

## 平成15年度 飲用井戸水質検査実施報告

昨年度、本県の神栖町の飲用井戸汚染（ヒ素汚染）の重大性を本町でも考慮し、飲用井戸水質検査補助制度を制定し実施したところ以下のとおりの結果となりました。

1. 検査件数 102件 2. 飲料水として不適となった主な検査項目

| 生板地区  | 10件 | 最高不適値    | 水道法水質基準       |
|-------|-----|----------|---------------|
| 源清田地区 | 1件  | 色 度 87件  | 70 (5以下)      |
| 長竿地区  | 0件  | ヒ 素 51件  | 0.09 (0.01以下) |
| 金江津地区 | 91件 | 大腸菌群 30件 | (検出されないこと)    |

※注：1検体に複数の不適項目があるため検査件数とは一致しない。

◆問合せ先◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎ 84-2111 (内線 155・156)

# 児童手当法の一部改正について 児童手当が小学校3年生まで拡大されました

◆問合せ先◆住民課児童手当係☎84-2111(内線181)



新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、役場住民課（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、9月30日までに受け付けたものに限り特例的に4月1日にさかのぼり支給されますので早めの手続きをお願いします。

## 小学校1年生の児童等の保護者の皆様 (平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ)

平成16年3月31日まで、当該児童にかかる児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きの必要はありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は認定請求が必要になります。

## 小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様 (平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当等を受給されている保護者の方は額改定認定請求が必要となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類等は次のとおりです。

- ・健康保険被保険者証の写し等（請求書が厚生年金加入者等の場合）
- ・所得証明（河内町にその年の1月1日に住所がなかった場合）
- ・口座振込としますので受給者名義の口座番号等（郵便局以外）
- ・印鑑

※所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

## みんなおいで あそぼうよ！

近所に遊ぶ子がない。

遊ぶ場所がない。

同年齢の子と一緒に色々な遊びをさせたい。

町内の保育所では、今年も子育て支援を行っています。

ご家庭で子育てしている保護者とお子さん（1歳～就学前）を対象に楽しい交流の場を提供します。お気軽にご参加ください。

◆申込・問合せ先◆ 源清田保育所☎84-2657 長竿保育所☎84-2508 金江津保育所☎86-2616





ごぞんじですか！

# 特別児童扶養手当

◆問合せ先◆住民課特別児童手当係 ☎ 84-2111(内線 181)

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母（いずれか所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

◆手当の額（児童一人につき）・1級 月額 50,900円 ・2級 月額 33,900円

◆手当を受けるための手続きについて

県知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。

## 【添付する書類】

1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本

2) 所定の診断書（用紙は住民課にあります。）

※ただし、次の場合には診断書の添付を省略することが出来ますので窓口でご確認ください。

・療育手帳の判定が（Ⓐ・A）である場合

・身体障害者手帳（内部障害を除く）の等級が1・2・3級（下肢障害については4級の一部を含む）である場合

3) その他必要な書類

※手当は口座振込みが原則です。郵便貯金通帳（必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。）

|        |   |
|--------|---|
| 所得状況届  | 受給者の方（支給停止となっている方も含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。なお、2年間提出をしないと、受給資格がなくなることがあります。 |
| 障害状況届  | 児童の障害認定にあたっては、期間（有期）が設けられています。期間満了の月までに診断書等必要な書類を添付のうえ提出してください。なお、この届出が期間内に提出されないと、期間満了の翌月より手当の支給が停止となる場合があります。       |
| 額改定請求書 | 対象の児童数が増加した場合、または、障害の程度が重くなったため手当等級が上がる可能性がてきた場合。   |

## 『家族介護教室開催』のお知らせ

介護保険制度について、利用方法、サービスの内容・料金などの紹介、介護予防のための活動や家族にできることなどを紹介します。申込は不要です。直接会場におこしください。

### ◆生板地区

9月4日(土)午後2時 あじさい苑  
10月3日(日)午前10時 第2分館  
10月23日(土)午前10時 第1分館

### ◆源清田地区

9月11日(土)午後2時 西共同利用施設  
10月9日(土)午前10時 堤集会所

### ◆長竿地区

7月24日(土)午前10時 中央公民館  
9月4日(土)午前10時 庄布川集会所

### ◆金江津地区

7月25日(日)午後2時 和銅谷地区集会所  
9月5日(日)午前10時 第5分館  
9月12日(日)午前10時 つつみ会館

10月2日(土)午前10時 流作集会所

10月6日(木)午前10時 第7分館

10月10日(日)午前10時 中金江津集会所会館

10月16日(土)午前10時 下加納公会堂

10月17日(日)午後10時 下金江津多目的集会所

◆問合せ先◆ 河内町在宅支援センター ☎ 84-0312 担当：大谷

# 第2回河内町議会定例会

6月8日から11日にかけて開かれた定例会では、野高町長の諸報告に続き報告7件、議案6件、請願1件が審議されました。尚、一般質問の概要につきましては次号でお知らせします。

## 諸報告概要

去る4月15日開催されました郡山村議会議長会総会におきまして、秋山文男議員が感謝状を授与されました。誠に5月28日開催の郡町村会総会では草川一夫議員、田仲重雄前議員に対し自治功労表彰がありました。誠におめでとうございました。これからもますますのご活躍をご祈念申します。また、不肖私も全国町村会長より自治功労表彰をいただきまして、これもひとえに住民の方々、そして議員各位のご指導、ご協力の賜であり、厚く感謝を申し上げます。

市町村合併問題であります。昨年、龍ヶ崎市、利根町、河内町との合併を目指す住民発議による同一請求が各市町に提出されましたが本議会、龍ヶ崎市議会で否決となり事実上現行合併特例法の適用期限内の合併は難しい状況となりました。町といたしましては、今後も市町村合併に対しまして前向きに取り組んでま

いる所存であります。また、地方財政状況の厳しいところであり、私も自ら行財政改革に取り組むところであります。今議会に私を含めた四役の大

幅な給与減額の改定を計上いたしました。全国的な合併論議の中でも、財政運営は厳しいようで、近隣の合併市町村においても容易ではない状況のようで、合併によって打開はできないところであり、市町村での改革が必要であります。町といたましても行政改革推進本部を設置し、行財政改革に向け鋭意検討をいたしているところであります。

さて、5月8日の土曜日には田植え祭りが開かれ、首都圏や近隣市町から例年になく多くの方々が参加をされ農業の体験をされました。また、15日の土曜日には、直販センターふるさとかわちの開店5周年記念と三義人、龍峰、側高の蔵出新酒発売披露が行われました。来賓による鏡開きのあと試飲があり、買い物客にも振舞われ多くの方々でにぎわいました。5月23日の日曜日には河内町

生まれの日本を代表する歌人大野誠夫の歌碑がかわち水と緑のふれあい公園内に建立され、除幕式と祝賀会が行われました。当日は全国から多くの短歌愛好者たちが参加をされ、募金により建立された歌碑に見入つ

ていた次第です。昨日の6月6日の日曜日には、つつみ会館で『温泉祭り』が開催されました。つつみ会館の運営についても検討をしているところであります。当時は、歌謡ショーやカラオケなどで楽しい一日を過ごされました。

また本年度の町政運営につきましても皆さん方のご協力をお願いし報告いたします。

専決処分 報告第1号 平成15年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

専決処分 報告第4号 河内町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律等が平成16年3月31日に公布されたことに伴い専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したもので承認されました。

報告第5号 平成15年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成14年度事業分の借入に係る下水道債利子について計上するため、平成16年3月18日付けで専決処分したもので承認されました。

専決処分 報告第2号 平成15年度河内町一般会計補正予算(第7号)

轟々橋改修工事に係る繰越明許費の設定をするため、平成16年3月31日付で専決処分したもので承認さ

専決処分 報告第3号 河内町税条例の一部改正について

れました。

議会だより

# 議会だより

轟々橋改修工事に係る繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするもので承認されました。

## 報告第7号 平成15年度河内町土地開発公社事業決算について

土地開発公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもので承認されました。

## 議案

### 議案第1号 河内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

法令に基づく申請・届出等の行政機関等の手続きについて、書面による手続きに加え、オンラインによる手続きを可能とする目的で「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」が平成15年2月3日に施行されております。

県及び県内市町村においては、平成16年度前半から共同による電子申請・届出システムの運用を開始することとしており、本条例は、同法の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化のための条件整備の一環として法制上の整備を行うため制定するも

ので可決されました。

### 議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

最近の経済情勢及び一般職の給与改定状況並びに近隣市町村の改定状況を踏まえ、町四役の給与改定について行政改革の一環として提案するもので可決されました。

## 町長 720,000円

## 助役 560,000円

## 教育長 532,000円

## 収入役 530,000円

## 一般会計補正予算（第1号）について

### 議案第3号 平成16年度河内町一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に32,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38,340,56千円とするもので、歳入については、総務管理費686千円を減額するもので可決されました。

歳入歳出予算の総額から686千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,148,520千円とするもので、歳入については、他会計繰入金53千円を増額し、国庫負担金160千円、国庫補助金579千円を減額、歳出については、総務管理費686千円を減額するもので可決されました。

### 議案第4号 平成16年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額から686千円を減額するもので可決されました。

歳入歳出予算の総額から686千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,148,520千円とするもので、歳入については、他会計繰入金53千円を増額し、国庫負担金160千円、国庫補助金579千円を減額、歳出については、総務管理費686千円を減額するもので可決されました。

## 請願

### 請願第1号 稲敷合併推進に関する請願について

住 所 河内町生板5155番地  
氏 名 秋山 政義  
生年月日 大正15年5月5日

住 所 河内町長竿243番地  
氏 名 雜賀 荘一  
生年月日 昭和2年6月25日

## 請願

### 請願第1号 稲敷合併推進に関する請願について

『昨年8月河内町は龍ヶ崎市に合併を申し入れましたが、残念ながら同年12月22日付けで串田市長より「街づくりの方向性が違う」との理由から、河内町とは合併しないとの回答が出ました。稲敷地域では河内町だけが合併に取りのこされています。このような状況を開拓するため稲敷合併推進住民の会を設立しお願い申し上げる次第です。』の趣旨の請願を採択しました。

の者の選任について同意されました。

### 議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

住 所 河内町源清田2106番地  
氏 名 長浜 善夫 外5603名  
請願者

員の任期が平成16年6月30日をもって満了となることに伴い、地方税法第423条第3項の規定により左記

# 河内町の市町村合併

平成16年5月、市町村合併を推進するための新たな法律を含む合併関連3法が成立しました。

それらを踏まえながら、河内町は今後とも市町村合併に積極的に取り組んでまいります。

## 特例法期限（平成17年3月）後も合併はあります！

現行合併特例法の下、法期限である平成17年3月の合併に向けた議論が各地で行われています。

本町においても、市町村合併を有効な手段として捉え、広く町民の皆さんに情報提示し、意見を収集しながらまちの将来を検討してきたところですが、町内の合意形成には至っておりません。

しかしながら、現行合併特例法の期限が市町村合併の期限ではありませんので、河内町では今後も町民の皆さんとともに合併について考えてまいります。

## 市町村合併の法制度

### 現 行 特 例 法

- ◆市町村合併に伴うさまざまな特例が設けられています
- ◆平成17年3月31日までの合併

### 現行特例法経過措置

- ◆平成16年5月改正により、平成17年3月31日に合併を申請（※）し、かつ、平成18年3月31日に合併をする場合、現行特例法適用

### 合併新法

- ◆平成17年4月1日以降に申請する合併に対して適用
- ◆「合併特例債」は廃止
- ◆「3万市特例」は、議員修正により追加され存置
- ◆平成22年3月31日までの法律

※合併申請  
合併協議完了後、  
関係市町村議会の議決を経て行うもの

現行特例法の期限後も合併をすることはできます。

# まちぐるみの合意形成を目指すことが最大の課題

△行財政改革による魅力あるまちづくり

先月号でもお伝えしたように、現時点で、現行特例法適用の合併を目指す周辺市町村の合併協議に加わることは非常に困難です。

なぜならば、稲敷地方の合併協議は整いつつあり本年9月に協定調印し、合併期日は平成17年3月22日で決定しています。また、龍ヶ崎地方に関しても法定協議会での協議が進んでいます。

現行特例法期限が市町村合併の期限ではありませんし、合併を推進する新たな法律も成立しておりますので、河内町は引き続き周辺市町村の動向を注視しつつ、次のチャンスに最善の選択をすべく、大胆かつ有効な行政改革を進めるとともに、町民の意向を酌みあげる場（地域懇談会等の開催）を設け、まちぐるみの合意形成を目指していきます。

## 市町村合併に関する自由なご意見をお寄せください

河内町では、平成15年3月に、住民意識調査により町民の皆さんの意向を伺ったところですが、その時点からは時間が経過し状況も変化しています。

このため、今後の市町村合併の検討に当たり、町民の皆さんのご意見を常時承りますので、下記を参考に、必要事項を明記し、役場企画財政課合併推進室までお寄せください。郵送、電子メール又は直接お持ちいただくなど、いずれの方法でも結構です。ただし、電話での意見陳述はお控えくださるようお願いします。また、今後は、意見収集箱を公共施設に設置することも検討しておりますことを申し添えます。

なお、ご質問に対する回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

■宛先 〒300-1392 河内町源清田1183 河内町役場企画財政課合併推進室

■電子メールアドレス kkizai@town.kawachi.ibaraki.jp

### 市町村合併に関する意見

〈例〉

◆あなたについて書ける範囲でお書きください

氏名：XXXX 年齢：XX 性別：○ 職業：XX 居住地区：XXXXXX

◆ご意見をお書きください

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ※文字数は概ね400字以内でお願いします。

◆問合せ先◆ 企画財政課 合併推進室 ☎ 84-2111 (内線210・212)

# 農業者支援センターだより

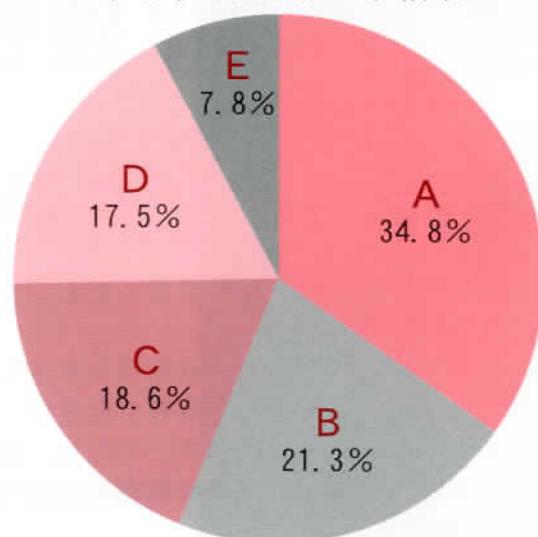
## 未政策改革で重要なことは ～消費者重視が浸透～

米改革で一番重要なことは、1位が「売れる米づくり」34.8%。30代以上の各年代でトップとなり、消費者重視の米づくりへの意識改革の浸透がうかがえる。

2位は「集落農業の確立」で21.3%で、20代の若い層では38%とトップだった。さらに、「水田に定着できる新たな作物対策」が18.6%で続いた。

一方で、「担い手育成」は17.5%。男女別でみると、女性が22%と男性よりも7ポイント多いのが目立ち、集落営農や新規作物の回答を上回っている。

米改革のアンケート結果



- A … 34.8% 売れる米づくり
- B … 21.3% 集落営農
- C … 18.6% 新転作作物
- D … 17.5% 担い手育成
- E … 7.8% その他

資料：日本農業新聞

(日本農業新聞が読者モニターを中心に農業者600人を選び調査したもの。)

◆問合せ先◆ 河内町農業者支援センター ☎ 84-2111(内線144)

|     |         |       |     |     |         |                |          |          |          |        |                      |    |
|-----|---------|-------|-----|-----|---------|----------------|----------|----------|----------|--------|----------------------|----|
| 29日 | 28日     | 26日   | 25日 | 24日 | 監査      | 講師、農業改良普及推進協議会 | 23日      | 20日      | 19日      | 14日(月) | 察官友の会、共済組合、稲敷地方職員研修・ | 総会 |
| (火) | (月)     | (土)   | (金) | (木) | 町民ゴルフ大会 | 寿人生大学          | (水)      | (日)      | (土)      | (月)    | 竜ヶ崎支部総会              | 警  |
| 入札  | 町安全協会総会 | 福祉まつり |     |     |         |                | 稻敷地区体育大会 | 稲敷地方体育大会 | 共済組合野球大会 | 16日(水) | 町遭族会総会               |    |
|     |         |       |     |     |         |                |          |          |          | 18日(金) | 竜ヶ崎地区青少年相談員連絡        |    |

6月

町長の動き

|        |                |
|--------|----------------|
| 1日(火)  | 府議、国土交通省常      |
| 3日(木)  | 農林水産統計監査、      |
| 4日(金)  | 文化協会理事会、文化協会総会 |
| 2日(水)  | 総国事務所長来庁、カール株  |
| 8日(火)  | 社長来庁           |
| 9日(水)  | 自衛隊茨城地方連絡      |
| 14日(月) | 部副部長来庁         |
| 16日(水) | JRバス総会         |
| 18日(金) | 町防犯連絡員協議会総会    |
| 19日(土) | 議会定例会(～11日)    |
| 20日(日) | 県町村会定期総会       |
| 23日(水) | JRバス           |
| 24日(木) | 議員連絡協議会総会、関鉄バス |

# まちのできごと



## 「ゆつたり・のんびり うつみ会館温泉まつり」

6月6日、東共同利用施設（うつみ会館）において、ゆつたり・のんびり気分が味わえる『温泉まつり』が開催されました。

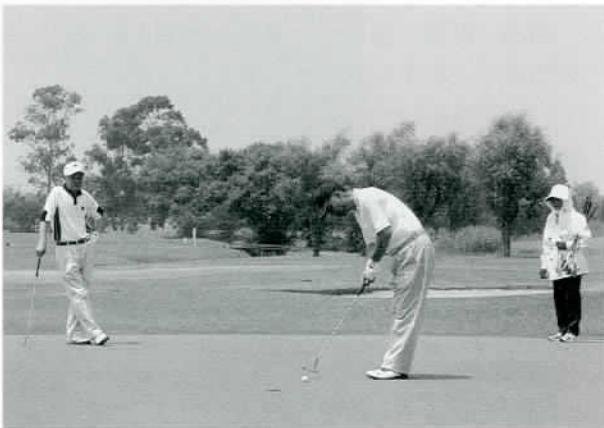
当日は、お風呂はもちろんのこと、カラオケや利根川団十郎一座の公演や演歌歌手の特別公演に加え、野菜激安市等も催され、お年寄りから子供まで、終日多くの人で賑わい、大いに楽しみました。

## 各会場で熱戦！

### 「稲敷地方体育大会」

6月20日、稲敷地方体育大会が開催され、郡内町村の各会場に分かれ13種目の競技が行われました。河内町では、農業者トレーニングセンターを会場に綱引きが行われ、男子の部が優勝、女子の部が準優勝と昨年に続き好成績を収めました。

その他の結果については、バスケットボール女子が優勝（江戸崎町会場）、ママさんバレーが優勝（新利根町会場）、軟式野球が第3位（阿見町会場）を獲得しました。



## 「町民チャリティーゴルフ大会」

6月24日、ニッソーカントリークラブにおいて町内在住、在勤のゴルフ爱好者が参加し『第9回町民チャリティーゴルフ大会』が開催され、和気あいあいのなか、熱い競技が繰り広げられ、藤本勘次さん（十里）が優勝されました。（グロス102、ネット68・4）

またこの大会で12万2・532円のチャリティー収益金が集まり社会福祉協議会に贈られました。

## みんなの笑顔

### 「福祉まつり(福祉センター)」

6月26日、福祉センター恒例の『福祉まつり』が開催され、大勢の人で賑わいました。会場となつた福祉センターでは屋外に設置されたテントでの各種模擬店などの他、ボランティアの皆さんによる山菜おこわ、トン汁等の販売、福祉作業所に通う皆さん手作りの木工製品の販売が行われ、館内では各趣味クラブの発表、民謡、舞踊にカラオケなどが催され、終日大変な賑わいを見せていました。

身近な出来事や地元の話題をあよせください。 秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

# 保健センターだより

～子宮がん・乳がん検診、腹部超音波検診のお知らせ～

## 子宮がん・乳がん集団検診

| 検 診 日 程  | 場 所  | 受 付 時 間     |
|----------|--|-------------|
| 9月13日(月) | 保健センター   |             |
| 9月14日(火) | つつみ会館  | 午後1:00~1:30 |
| 9月15日(水) | 第2分館(福祉センター隣)  |             |
|          | 子 宮 が ん 検 診  | 乳 が ん 検 診   |
| 対 象 者    | 25歳以上の女性   | 30歳以上の女性    |
| 検査方法     | 検診車による子宮頸部細胞診<br>(定員各会場75名)                                  |             |
|          | 30~56歳:乳房エコー(定員各会場50名)<br>57歳以上:マンモグラフィーを2年に1回<br>(定員各会場35名) |             |

※マンモグラフィーは、昨年受けられた方は受けられません。

◆申込方法：保健センターまで電話にてお申込みください。

◆料 金：無 料

## 腹部超音波検診

腹部(肝臓、胆のう、胆管、脾臓、脾臓)の疾患を早期に発見するための検診です。対象の方は、下記の日程で、お申し込みください。

| 検 診 日 程  | 場 所    | 受 付 時 間       | 定 員 |
|----------|--------|---------------|-----|
| 10月1日(金) | 保健センター | 午前 7:00~ 7:30 | 15名 |
|          |        | 8:00~ 8:30    | 15名 |
|          |        | 9:00~ 9:30    | 15名 |
|          |        | 10:00~10:30   | 15名 |

◆対象者：40歳～65歳

◆料 金：2,000円

◆申込方法：保健センターまで電話にて申込みください。

※胆石症や脂肪肝などで腹部超音波検査を受けながら治療している方、昨年受けた方はご遠慮ください。

★どちらの検診も定員になり次第締め切らせていただきます。

## 《茨城県不妊治療費補助事業のご案内》

不妊治療を受けた方に治療費の一部を補助します。該当になる方にはいくつかの条件があります。

手続きなどの詳しいことは竜ヶ崎保健所(☎62-2172)までお問い合わせください。

●対象となる治療：体外受精、顕微授精

●補助内容：1年度あたり10万円を限度に、通算2年間補助します。

◆問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は84-3682



鈴木 美紅ちゃん  
ケイやさん



篠原 拓海くん  
じどうしゃやさん



小田島佑佳ちゃん  
おはなやさん



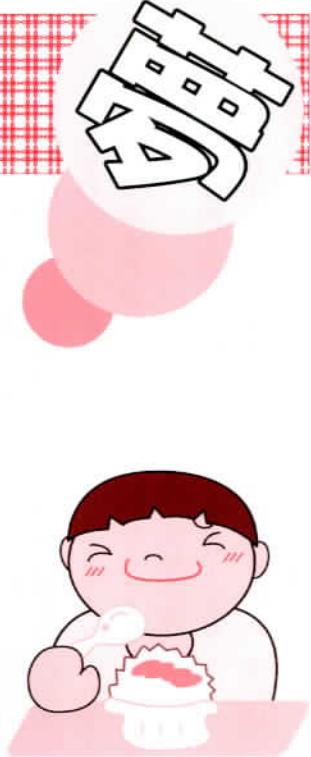
征矢 拓己くん  
パイロット



原田 茉えちゃん  
せんせい



薄井 一弥くん  
けいさつかん



## 短歌

### かわち短歌会

今日一び生きる気力のわきて来ぬ庭のトマトに黄の花の咲く  
コンビニで求めて野良で妻と食む田植え機械のエンジン止めて  
複雑な心の迷い割算でスッキリ割れたらいつも穏やか  
二百余の歌人集ひて除幕せる輪廻転生誠夫の歌碑在り  
人に思ひ伝えることの難かしき善意忽ち悪と取らるる  
今日明日と待ちゐし梅に鶯はひと声ささ鳴くたつた一声  
苗植えて緑織り成す田園を終日賑はす葦切りの声  
沼辺りに歌碑は建ちたり靈あらば「誠夫」の歩む水辺とならむ

(生板)

青山 郡久山石山青庄  
木田 松口山山野清司登千子  
保 玉浩かげ郎江候江一  
マサ工翠洋一

### かわち俳句会

墓ほどに歩まず山に親しめる 諸岡 勇  
過去よりも未来短かし栗の花 鴻野 たけ  
緑濃き身延の山に読経聞く 田沼 和子  
栗咲いて黄昏時の長さかな 津根 としお  
さみだれて金色幽き仏かな 田中 康夫  
まどろみの墓の背を打つ通り雨 田大野志げ子  
新緑や熊野古道を右に見て 吉田 四郎  
喪の帶をゆつくりほどき夕蛙 大関さと  
十葉や振りし葬りの淨め塩 川口ふく  
実家より青梅どさと届きけり 橋爪かん  
木を攀じるくちなは枝になりきれず 根本たけし  
栗の花一年坊主に友が出来 飯塚まさよし  
氏神の主の貫禄ひきがへる 杉原利代  
かたわらに読経聞く犬竹の秋 大塚一重  
青葉風昔のままの木曾路かな 寺田節子  
蚊帳吊れば子等ははしゃぎて基地ごっこ 若泉栄治

## 俳句

### かわち俳句会

# みんなの窓

# 7

## 月

JULY  
お知らせ

### 7月の納税

- ◆ 固定資産税 2期 ◆
- ◆ 牛久沼土地改良特別 全期 ◆

徴収日は8月2日です

## 催し

### 「行方不明者を捜す相談所」の利用について！

警察では8月中を行方不明者を捜したり、「身元不明死者の身元を確認するための行方不明者捜索強化期間として「行方不明者を捜す相談所」を開設いたします。相談は無

料、秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

○突然行方不明になつた。  
○自殺又は犯罪や事故に遭つてゐると思われる。  
○家出をして現在行方不明のままである。

### ◆ 行方不明者捜索強化月間

8月1日～8月31日まで

### ◆ 相談所開設日・場所

番・駐在所まで

TEL 62-0110  
(内線341) または、交  
換機システム訓練生募集

TEL 029-301-0110  
(内線4621・4622)  
茨城県警察本部鑑識課

◆ 問合せ先  
TEL 029-301-0110  
茨城県警察本部鑑識課

◆ 申込方法 前日までに電話にて申し込みください。

◆ 問合せ先 NPO法人消費者住宅支援ネット 事務局

県立土浦産業技術専門学院・  
機械加工科(日本版デュアルシスティム)訓練生募集

## 募集

◆ 問合せ先  
TEL 029-822-8519  
茨城県県南地方総合事務所  
建築指導課

◆ 問合せ先  
TEL 029-822-8519  
県立土浦産業技術専門学院  
建築指導課

◆ 申込方法 前日までに電話にて申し込みください。

◆ 実施学院

◆ 訓練料  
機械加工科(汎用・NC加工機械の操作、CAD・CAM等コンピュータを利用したプログラミングや切削等)

◆ 訓練期間 1年6ヶ月(平成16年10月から平成18年3月まで)

◆ 定員 20人

建築物の形態規制(容積率・建ぺい率)変更のお知らせ  
平成12年「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」の施行に伴い、茨城県では地域の実態を調査し土地の利用状況に応じて建築物の形態規制(容積率・建ぺい率)を変更し平成16年5月1日より施行しました。これにより本町の容積率・建ぺい率も左記のとおり変更となります。

| 建ぺい率 | 容積率  | 改正前  | 改正後 |
|------|------|------|-----|
| 70%  | 400% | 200% |     |
| 60%  |      |      |     |

※容積率：建築延べ面積の敷地面積に対する割合  
※建ぺい率：建築面積の敷地面積に対する割合

9ヶ月間は実際に事業所と訓練生が雇用契約を締結して実習を行うため、その間は訓練生に対して事業所から賃金が支払われます。

県では、定職に就きたいと考えている若者の職業的自立をサポートするため、日本版デュアルシステムによる職業訓練を県立土浦産業技術専門学院の機械加工科で行います。これは、「学院内で行う訓練(学科・実技)」と「事業所で行う実習」を組み合わせて職業訓練を行うものです。はじめ六ヶ月間は「学院内で行う訓練」のみを実施し、その後1年間は、「学院内で行う訓練」と「事業所で行う実習」を、同時並行的に実施します。なお、1年6ヶ月間のうちな、1年6ヶ月間のうち訓練生が雇用契約を締結して実習を行うため、その間は訓練生に対して事業所から賃金が支払われます。

県では、定職に就きたいと考えている若者の職業的自立をサポートするため、日本版デュアルシステムによる職業訓練を県立土浦産業技術専門学院の機械加工科で行います。

## 善意のご寄附

(敬称略)

石山 晶子  
(故石山太郎氏の遺志により)  
1,000,000円

河内町へ  
社会福祉協議会へ  
1,000,000円

江戸崎口一タリークラブ  
掛け時計  
レターオープナー

紙オムツ6袋  
町民チャリティーゴルフ  
新利根COM  
藤本 勘次  
30,000円

社会福祉協議会へ  
1,000,000円

## 戸籍の窓

2004年6月届出分(敬称略)

おめでた

|      |      |      |
|------|------|------|
| 赤ちゃん | 保護者  | 地区   |
| よし志郎 | 杉山文紀 | 古河林  |
| ゆ優芽  | 桑原裕介 | 下加納  |
| とき凱也 | 高井秀  | 下町歩  |
| あおい葵 | 大野誠  | 中金江津 |

おくやみ

| 氏名    | 年齢 | 地区  |
|-------|----|-----|
| 長谷川たい | 76 | 下加納 |
| 村山和則  | 50 | 下町歩 |
| 山本はる  | 83 | 十里  |
| 松丸よし子 | 70 | 愛宕町 |
| 鈴木よし  | 74 | 遠下  |
| 山田忠昭  | 59 | 廣田  |

\*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

- ◆ 応募資格 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる方で、概ね35歳以下の方
- ◆ 受験料・入学料・授業料 無料
- ◆ 応募受付 7月1日(木) (9月15日(水)まで(定員になり次第終了))
- ◆ 問合せ先 県立土浦産業技術専門学院 **TEL** 029-841-3551
- ◆ 団員募集 絵本の読み聞かせ、朗読や
- ◆ 連絡先 **TEL** 84-2596 金子 ※ “でんでん”的由来は、河内町のおいしい米をつくる田んぼ田、田からです
- ◆ 場所 河内町十里でこいホール「ひらたい」
- ◆ 練習日 毎月第1・第3月曜日 午後7時~9時

## 平成17年度 河内町職員採用予定のお知らせ

◆ 問合せ先

平成17年度 河内町職員採用予定のお知らせ

総務課人事給与係

**TEL** 84-2111(内線120)

| 募集種目 | 航空学生(海・空)                       | 一般曹候学生(陸・海・空)      | 曹候補士(陸・海・空)        | 2等陸・海・空士(17年3・4月入隊)           |
|------|---------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 受付期間 | 8月2日~9月8日                       |                    |                    |                               |
| 応募資格 | 高卒(見込含)<br>21歳未満                | 18歳以上<br>24歳未満     | 18歳以上<br>27歳未満     | 18歳以上<br>27歳未満                |
| 1次試験 | 9月23日                           | 9月18日              | 9月18日              | 男子9月中旬以降<br>女子9月26・27日のいずれか1日 |
| 2次試験 | 10月16日~21日の間の指定する1日             | 10月9日~15日の間の指定する1日 | 10月9日~15日の間の指定する1日 |                               |
| 合格発表 | 1月28日                           | 11月10日             | 11月17日             | 男子11月中旬<br>女子11月19日           |
| 初任給等 | 159,600円(学歴・経歴等により増額されます) 各種手当有 |                    |                    |                               |

◆ 連絡先 自衛隊茨城地方連絡部龍ヶ崎事務所 **TEL** 64-3351  
ホームページアドレス <http://www.ibaraki.plo.jda.go.jp>

## ◆ 定例相談 ◆

### 心配ごと相談

日 時 8月2日(月) 午前10時～正午  
場 所 公民館第2分館  
問合せ先 河内町社会福祉協議会  
☎ 84-2830

### 教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後1時～5時  
場 所 公民館第3分館(西共同利用施設)  
問合せ先 ☎ 84-4888(FAX兼用)

### 交通事故相談

日 時 月～金曜日  
午前9時～正午 午後1時～4時  
弁護士相談 水曜日  
午後1時～4時(要予約)  
場 所 土浦合同庁舎 本庁舎3F  
問合せ先 県南地方交通事故相談所  
☎ 029-823-1123

### 成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時  
場 所 株式会社とかわち事務所2階  
(河内町長竿188)  
問合せ先 茨城地域相談センター  
☎ 84-5017

## ◆ 町の人口と世帯 ◆

平成16年7月1日現在

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 人 口 | 11,512人 | (-24) |
| 男   | 5,701人  | (-9)  |
| 女   | 5,811人  | (-15) |
| 世帯数 | 3,369戸  | (-9)  |

## ◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 6月発生状況

(前月比) (累計)

|       |     |      |        |
|-------|-----|------|--------|
| 発生件数  | 21件 | (-2) | (115)  |
| 死 者 数 | 0人  | (±0) | ( 1 )  |
| 負傷者数  | 5人  | (-5) | ( 58 ) |

竜ヶ崎警察署調べ

広報

かわち

平成16年7月15日発行

## TELガイド

|        |             |              |           |
|--------|-------------|--------------|-----------|
| 役 場    | ☎ 84-2111   | 学校教育課        | ☎ 84-3322 |
|        | FAX 84-4357 | 生涯学習課(中央公民館) | ☎ 84-2843 |
| 水道課    | ☎ 84-2361   | 給食センター       | ☎ 84-2845 |
| つつみ会館  | ☎ 86-3740   | 福祉センター       | ☎ 84-3699 |
| 保健センター | ☎ 84-4486   | 防災かわち(音声案内)  | ☎ 84-2212 |

## 休日診療当番医

- 8月 -

|     | 江戸崎地区                     | 龍ヶ崎地区                     |                            |
|-----|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
|     |                           | 内 科                       | 外 科                        |
| 1日  | 津村医院<br>☎ 029-894-2719    | 青木医院<br>☎ 64-3131         | 竜ヶ崎医院<br>☎ 62-0550         |
| 8日  | 竹尾医院<br>☎ 0297-86-2436    | 山村医院<br>☎ 66-0555         | 斎藤クリニック<br>☎ 64-3527       |
| 13日 | 平常どおり                     | はたの内科松葉クリニック<br>☎ 65-7282 | 菊地整形外科<br>☎ 64-6111        |
| 14日 | 平常どおり                     | 野上小児科医院<br>☎ 65-3375      | いがらしクリニック<br>☎ 62-0936     |
| 15日 | 江戸崎眼科<br>☎ 029-892-0262   | 山本医院<br>☎ 66-3348         | いしかわクリニック<br>☎ 62-0378     |
| 22日 | 宮本病院<br>☎ 029-979-2114    | 八代内科医院<br>☎ 64-1710       | みやおか整形外科クリニック<br>☎ 62-3761 |
| 29日 | 佐倉クリニック<br>☎ 029-892-7011 | 三石内科クリニック<br>☎ 62-2234    | 飯野クリニック<br>☎ 60-2323       |

※診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

## 8月のごみ収集日

| 資 源 回 収 日 |           |     | 燃えないとごみ収集日  |     |     |
|-----------|-----------|-----|-------------|-----|-----|
| A地区       | 10・24     | C地区 | 3・17<br>31  | A地区 | 14  |
| B地区       | 5・19      | D地区 | 12・26       | B地区 | D地区 |
| 燃えるごみ収集日  |           |     | 粗大ごみの予約収集日  |     |     |
| 全地区       | 毎週月・水・金曜日 |     | 8月中の予約→9月4日 |     |     |



ごみを投棄すると、処罰されます  
『みんなの町、みんなできれいに』

◆問合せ先◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155・156

編集・発行 河内町役場秘書広聴課  
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183  
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>